

# 板橋のいっぴんリニューアル 商品募集要項

令和4年7月19日

## 1 募集期間

令和4年7月19日（火）～令和4年8月31日（水）

## 2 リニューアルの趣旨

板橋のいっぴんは、平成15年度に初回認定が行われ、区民に選ばれた板橋区を代表する食のブランド品として20年以上地域の皆様に愛されてきました。一方、時代も平成から令和へ移り変わり、板橋区では魅力的な商品が続々と生まれてきています。

そこで、板橋のいっぴんが板橋区を代表する自慢できる商品として、さらに魅力的なものとしていくために、時代やお客様のニーズに合わせたリニューアルを行います。

大切な人への贈り物として、また、自分へのごほうびとして、今後も多くの方に選んでいただける板橋のいっぴんへ、皆様のお店の自慢の商品をぜひご応募ください。

なお、平成20年度以前に認定された「区民が選んだ 板橋のいっぴん」は”殿堂入り商品”として認定し、今後も板橋区で親しまれている自慢の商品として、引き続き取り扱いをさせていただきます。

## 3 応募資格

(1) 板橋区内に本店があること。

(1事業所につき、1商品のみご応募いただけます)

(2) 板橋区内で直接消費者に販売する実店舗を持つ事業所であり、各種法令に則り、許可を得て営業していること。

(3) 板橋区内で今後も継続的な営業（少なくとも3年～5年程度）を予定していること。

ただし、次に掲げる事業者を除きます。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者

(2) 公序良俗に反する営業を行っている事業者

(3) 東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係があると認められる者が関与する事業者

(4) その他、本事業の趣旨に合致しないと判断される事業者

## 4 応募商品条件

(1) 板橋区で製造または販売されている商品であり、お土産・贈り物として自慢できる食品であること。（お菓子、お酒、調味料等、ジャンルは問いませんが、

個別に包装ができ、持ち帰ることが可能なものとしてください。)

- (2) 板橋区内で販売、もしくは令和4年9月までに販売予定の商品であること。
- (3) 応募商品の販売許可を得ていること。また、商品及び販売に関する権利を自社で有していること。
- (4) 10月頃に予定している審査会へ商品の必要数量を無償で提供いただけること。提供いただく商品は別途指定する場所へご持参いただくか、宅配便等で配達いただくことを予定しています。(日程や数量については、別途ご調整させていただきます。また配送にかかる費用は各店舗にご負担いただきます。)

※応募いただいた商品の中から、区民投票や審査会を経て、60品程度を新しい板橋のいっぴんとして認定させていただく予定です。(応募状況により認定品数に変更が生じる場合がございます。)

## 5 応募方法

- (1) 本募集要項に書かれている事項に従い、特設サイトの応募フォームからお申し込みください。

※インターネットでのご応募が難しい方は、お電話でのご応募も受け付けております。お気軽にお問い合わせ先までご連絡ください。

- (2) 申込締切日：令和4年8月31日(水)まで
- (3) 応募後の流れ

- ① 応募のあった店舗には事務局から応募完了のメールをお送りいたします。
- ② 応募商品や応募内容について、事務局にて確認事項がありましたら個別にご連絡をいたします。(商品の開発秘話やこだわりなどをヒアリングする場合がございます。)
- ③ 応募商品を板橋のいっぴんノミネート商品として、特設サイト等で広く、周知いたします。(9月頃を予定)
- ④ ご応募いただいた商品を対象に、区民による投票を実施します。(9月頃を予定)

特に区民からの投票が多かった商品については、「区民賞」を授与し、特別に、新しい板橋のいっぴんに認定させていただく予定です。

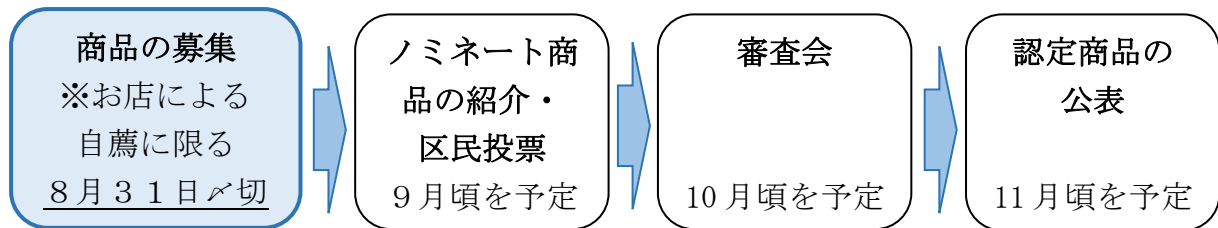
- ⑤ 区民を対象とした投票において、一定数の投票がなされた商品について、審査会による審査を行います。(10月頃を予定)

審査会では、商品のジャンルが偏らないように配慮したうえで、各方面の有識者による審査を行い、味や見た目、商品へのこだわり、商品の独自性、お店の地域へのかかわりや貢献度等を総合的に評価いたします。

審査にあたっては、審査用に商品の必要数量を無償で提供いただきます。

- ⑥ 審査会を経て、新しい板橋のいっぴんを認定します。新しい板橋のいっぴんに認定された店舗には認定証を送付いたします。(11月頃を予定)

その他、販売促進のためのステッカーやのぼりなどを送付させていただく予定です。また、今後の即売会や販路拡大に向けた支援、プロモーション方針などについてご連絡・ご調整させていただきます。



## 6 認定されるメリット

- (1) 板橋を代表する商品として、商品をPRすることができます。また、有識者から商品PR用のコメントがもらえます。
- (2) 認定された商品やお店が掲載されたカタログやパンフレットが区内外へ配布されるほか、公共交通機関へのポスターの掲示やメディアへの出演など、様々なプロモーションを予定しています。
- (3) 区の人気イベントや即売会へ優先的に出店できます。(希望者が多い場合は抽選になる場合もあります。)
- (4) 認定証やステッカー、のぼり旗など、PR用の資材を原則無料で提供いたします。

※その他、認定を受けたお店と調整のうえ、商品のPRや販路拡大に向けた支援を行わせていただきます。

## 7 注意事項

- (1) 区民投票の結果や審査内容については、原則非公開と致します。あらかじめご了承の上、ご応募をお願いいたします。
- (2) 提供いただいた商品の写真や紹介文等は、ホームページへの掲載のほか、カタログやチラシの作成等、本事業に関わりのある範囲において、事前のお断りなく利用させていただく場合があります。
- (3) 認定後の商品のPRや販路拡大の支援は、認定後3年程度を予定しています。
- (4) 板橋のいっぴんに認定された場合、板橋区の事業への出店や事業へのご協力をお願いする場合があります。区の事業や施策へのご理解とご協力をお願いいたします。
- (5) 商品の認定後、商品の大幅な変更や法令違反が発覚した場合、また、本事業の趣旨に合致しないと判断される場合などにおいては、認定を取消しさせていただきます場合があります。
- (6) 本事業と同様に、将来的に、商品の追加認定やリニューアル等を実施する可

能性があります。

## 8 問い合わせ

板橋のいっぴんリニューアル事務局

TEL：070-4280-1318（受付時間：平日9時～17時）

メールアドレス：itabashi-ippin@tokyogas-com.co.jp

※本事業は板橋区と区の委託を受けた（株）東京ガスコミュニケーションズが運営  
しています。